

第二十三回国 参議院商工委員会會議録第五号

昭和三十年十二月十五日(木曜日)午前十一時六分開会

委員の異動

本日委員栗山良夫君及び上條愛一君辞任につき、その補欠として湯山勇君及び岡三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

三輪 貞治君

理事

古池 信三君
小松 正雄君
河野 謙三君

委員

小野 義夫君
西川 弥平治君
白川 一雄君
中川 以良君
深水 六郎君
阿具根 登君
海野 三朗君
岡 三郎君
湯山 勇君
上林 忠次君
石川 清一君
有田 喜一君
中曾根康弘君
志村 茂治君

衆議院議員

政府委員

通商産業省 松尾 金藏君
鉱山局長 志村 茂治君

事務局側

常任委員 山本友太郎君
会専門員

第九部

商工委員会會議録第五号

昭和三十年十二月十五日【参議院】

本日の會議に付した案件
○原子力基本法案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○理事の辞任及び補欠互選

○連合審査会開会の件

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開会いたします。

原子力基本法案を議題といたします。

まず発議者から提案理由の趣旨説明を求めます。発議者代表衆議院議員有田喜一君。

○衆議院議員(有田喜一君) ただいま議題となりました原子力基本法案の提案理由を御説明申し上げます。

本原子力基本法案は、自由民主党並びに日本社会党の共同提案によるものであります。

御承知の通り、原子力の開発に関し、は、世界の主要国は言うまでもなく、その他の諸国においても、それぞれ、その努力を傾けているのであります。

わが国民は人類史上最初の原子爆弾の犠牲をこうむつたために、原子力の問題に対しては、強い恐怖と深い関心を持っておりますのであります。今後、原子力時代に備えて、原子力の平和利用に関する国の基本構想を明らかにし、原子力の開発に関する一貫した体系をもつた法律と機構を整え、原子力をいかに平和的に開発利用するかの方式を、国民の安心する形で示してやるべきことがきわめて必要なのであります。

本法案の提案に際しましては、超党派性をもつてこの政策を運用し、もつて日本の原子力国策の基本を確立すること、日本に存在する有能なる学者に心から協力してもらつたという体制を作ること、国民の疑惑や懸念を一掃し、国民の協力の基礎を培うこと等の点を考慮して提案いたしました次第であります。

次に本案の内容を申し上げますと、原子力基本法案は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と産業の振興とをはかり、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することをその目的とし、また學術會議の三原則を尊重して、原子力の研究、開発及び利用は平和の目的に限り、民主的運営のもとに自主的にこれを行つたものと、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとするのであります。

しかし、この原子力基本法案においては、原子力行政の民主的運営機関として原子力委員会を、開発機関としては原子力研究所及び原子燃料公社の設置を規定するほか、原子力に関する鉱物の開発取得、核燃料物質の管理、原子炉の管理、特許発明等に対する措置、放射線による障害の防止等、基本的事項を規定いたしておるのであります。

その詳細は他の提出者中曾根康弘君より御説明を願ふことといたします。何とぞ、どうか御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(三輪貞治君) ただいまの説明の中にございましたように、詳細について補足説明を中曾根康弘君より求められておりますので、これを許します。

○衆議院議員(中曾根康弘君) ただいま有田衆議院科学技術特別委員長より御説明申し上げましたが、具体的に私から御説明申し上げたいと思ひます。

この原子力法案は、社会党並びに自由民主党共同提案でございます。この内容は両党の議員による共同作業によつてできたものでございます。一つの政党が作ったというのではございません。両党の議員による共同作業によりできた法案でございます。

最近原子力の各国における利用は非常に進んでおるのでございますが、各国におきます事情と、日本の事情とを比べてみますと、次のような相違がございます。

第一は、外国におきましては、動力炉の実験に入つておまして、発電を中心として動力炉の実験に入つておます。しかしわが国におきましては、これから実験原子炉を入れようという非常な後進性を示しておるのであります。

また原子力の取扱いにいたしましては、外国におきましてはすでにこれを動力源の問題として、産業構造の問題として取り上げておるのであります。

と同時に、外国は非常な個性をもつて、独自のいき方を示しておるのであります。たとえばイギリスにおきましては発電計画を中心にして、非常に経済的計画性をもつた十カ年計画、ない

し二十カ年計画を推進しておる。ノールウエーでは商船の建造について研究しておる。あるいはアメリカにおきましては、あらゆるタイプの産業に対する応用をけんらんとして発展せしめておる等々、非常な個性をもつて、国情に即応したやり方をやっております。

さらにどの国におきましても原子力の推進というものは、超党派的な措置をもつて遂行いたしておまして、原子力というものは政争の圏外に置いて、計画的に持続的にその建設に努力を傾けておるのであります。と同時に、非常に二十年とか、三十年とかという長期性をもつてこれを行わんとしておるのであります。

さらに顯著なことは、最近核分裂反能のみならず、核融合反能の研究が非常に進められておまして、原子核を作る融合反能の前途というものは、おそろべき発展を約束しているやに見受けられるのであります。こういうような状態に對しまして、わが国の原子力政策は非常におくれておまして、そこでわが国といたしましては総合的な基本法を作りまして、国策の大綱をきめ、すみやかにこれを推進せしめる必要があるものであります。

そこでわが国の原子力政策の基本としてあげべきものとして、われわれが原子力基本法を作りまして際に考えましたことは、まず第一は、わが国における長期的国策の確立であります。原子力に対する国策が毅然として確立しておりませんと、学者の中でもこれに

指向してくる者が少い。あるいは勤勞者にしましても、財界にいたしまして、このことに対する考えが不安定であります。そこで国家が公正な立場に立つて、毅然としてこの国策を確立する、予算的措置もとる、そのような態度を示すことが、今日浮動状態を続けている原子力政策について、一番中心になることであります。

第二番目は、この原子力政策というものは、超党派的な措置をもちまして、政争の圈外において全国民の協力を得る形をとることが必要なのであります。国民の一部に冷眼視してこれを見る層がいささかもないようには、われわれは政治をあずかる者としては心がけなければならぬということであり

第三点は、長期的な計画性をもちまして、しかも日本独自の個性を重んじて、自主的な研究を促進するということでございます。最近ウラニウム協定等で、アメリカとの関係が出てきておりますけれども、これは将来自主性のある、日本独自の国産原子炉等を作るための予備的調査段階として認められるものであります。われわれの研究の主体性、われわれの研究の主目的というものは、あくまで日本の国情に沿った自主的な研究と開発を促進するということであります。たとえばわが国の現状からしますれば、濃縮ウランを作るということはきわめて困難であります。そこで長期的な動力計画といたしましては、国産の燃料によって、国産原子炉を作る。従つて濃縮ウランを外国から買つてやるといういき方を短時日のうちに解消して、少くとも動力計画の中には国産的資料をもつて行

う、そういうような措置が必要だと思ふのであります。そのほか貧乏の処理であるとか、重水の研究促進であるとか、こういう点も日本独特の方途を期する必要があると思ふのであります。

第四点は、有能なる学者技術者の養成、特に若い世代の学者技術者の養成であります。原子力の行政の一番の中心は、実に機関でもなければ、金でもありません。一番の中心は、湯川博士や朝永博士や、そのほかこれに続く三十代の有能なる若い学者、日本に存在する貴重な学者たちが、心からこれに協力して研究するような環境を作るといふことであります。これが最大の政治家としての関心事でなければならぬと思ひます。そのためには日本の原子力行政というものは、一政党の手先として行われるような性格ではならぬ。あるいは財界の便宜のために行われるようなものではならぬ。全国民的スケールにおいて、国民本位の立場に立つて各階層の意見を網羅して設置されるということが必要なのであります。このことはそのような学者、技術者の要望でもありますので、われわれは謙虚にこれを採択しなければならぬと思ふのであります。

第五点は、豊かな国際性を持つてこれを推進するということであります。われわれはアメリカと提携すると同時に、イギリスとも、ノールウェーとも、その他の諸国とも、積極的に提携したいと思ふのであります。特にアジア共同体という構想もわれわれが持つ時代も来たると思ふのであります。日本は原子核に関する研究は非常に進んでおります。また技術も豊富にございませう。インドはしかしトリウムの生産が

非常に豊富であります。そこで日本の技術者をインドに持つていき、インドのトリウムを日本に持つてくる、こういうようなことを中心にして、アジア共同体という構想も当然出てこなければならぬのみならず、さらに進んでは、国際連合に、原子力国際機関が近く設立されますが、この原子力国際機関に對しましては、われわれとしても大いなる活躍をしなければならぬと思ひます。わが国は広島、長崎の悲しい経験をもつて國でありまして、こういう特殊な国柄からしても、平和利用については世界において非常なる発言権を獲得して、そのような立場において国際社会においても働く、人類の幸福のために貢献しなければならぬと思ふのであります。このことのために

は、どうしても同論の統一を必要といたします。原子力の平和利用の推進につきまして、国の中で世論が二つに分れていて、悲しむべき結果を生むのでございまして、特にわれわれが国際機関の理事国として入らうとする場合には、世論が統一され、挙国一致の態度をもつて、誠実に、平和的にこれを推進しているという立場を、外国に見せる必要があるのであります。諸外国における態度が超党派的な、挙国的な態度で進んでおりますので、日本もすみやかなるそのような体制をとる必要があると思ふのであります。

最後に、こういう基本的意義をもちまして、現在国民の中にある誤解や不安、猜疑、これらを解消するために、政府ないしは政党といたしましては、非常なる努力を傾注いたしまして、国民の協力を求める謙虚なる立場がほしいと思ふのでございます。

原子力はわが国におきましては、一部ではまだ野蠻と思われていますが、外国ですでに家畜になつてゐる。家畜になつて、人類に奉仕しているといふことを国民によくお示して、心からなる協力を得るような努力がなければならぬと思ふのであります。このような考え方を基本的に織り込みまして、原子力基本法案というものをわれわれは提出いたしました。でこの提出に當りましてわれわれが考えましたことは、総合的基本法としたことであり

ます。総合的基本法という意味は、わが国原子力政策に関する全俯瞰圖を、全般的な見通し圖を国民に与えまして、いささかの不安もないように考慮するということでありませう。

第二番目に共同提案といたしました理由は、原子力の問題は、第二次産業革命、第三次産業革命さらに高次の産業革命にも発展する問題でありまして、全国民の代表が積極的に国運開拓の責任をとつて国民の前に出るといふ、そういう積極的意図の現れとして議員提出としたのであります。と同時に、原子力の問題は、放射線の予防にいたしましてもあるいは核燃料の取扱にあるいは探掘、探鉱等にいたしまして、国民の権利義務に影響するところきわめて大であります。そのような法案は権力を握つておる政府が一方的に提出するということではなくして、国家の前途を開拓せんために、国民代表であるものが積極的に国民の世論を聞いて、その世論のもとに提出するといふ形が望ましいと思つたのであります。と同時に、國論の一致を完全にはかりまして、外国の誤解を解くと同時に

に、外国に對して日本の発言権を強力に留保しようという意味も含まれてあるのであります。

そこで、本法案の特色を各条章にわたりまして御説明申し上げたいと思ひます。

第一章総則、この第一条に目的が書いてあります。「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」エネルギー源の問題としてかつまた學術の進歩と産業の振興をはかるという広範の目的をもつて行ふ——原子炉を作るといふことは単に動力のためのみではありませう。原子炉を中心にしたしまして、金属材料、化学分離、物理あるいは数学あるいは医学、生物学、植物学あるいは電気、このような総合的な研究所を回りに作りまして、原子炉を中心にした科學の総合センターというものを作らなければならないのであります。決して原子炉だけの學問あるいは動力だけの學問にあらずして、この中性子を使ってやる総合的な科學の發展、バック・グラウンドの深みを深める、科學の厚みを深めるといふ広範な目的をもつてこの研究は行われなければならないといふことであります。そしてその目的は人類の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する。人類の福祉といふものは、平和利用といふことは全世界の國民の運命に連なることであります。と同時に、わが國民の生活水準の向上にも寄与する世界的なかつ國民的な目的をここに記述したのであります。

第二条「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとす。その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとす。ここに平和の目的」ということを厳然とせうたいする。それと同時に、いわゆる学術會議の三原則を率直にこれに取り入れ、民主的な運営というものは次にあります。原子力委員会の構成等ではかつておるのであります。自主的な運用というものは核燃料資源の自主的取扱いはパテント——特許権その他に關する外国からの侵入を防ぐ等々の公開、国際協力というものをうたつたのであります。国際協力につきましてはすでに申し上げましたが、進んで積極的協力するという意圖をここに示しておるのであります。そのことはアジア共同体であるとかあるいは原子力国際機関に關するわれわれの重大な関心をここで示しておるつもりなのであります。このことはまたアメリカとも善意を持って提携するという精神を示しておるのであります。

第三条の定義は、これは学者、技術者の御意見に従つてその通り書いたのでございませう。

第二章 原子力委員会。原子力委員会の構想につきましては別の委員会で御審査を賜つておるようでありませうが、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

第四条「原子力の研究、開発及び利用に關する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図る

ため、総理府に原子力委員会を置く。」ここに原子力委員会の構想をうたつたのであります。すなわち計画的に長期計画を持続的に遂行する民主的な運営をはかる——民主的な運営という意は各界の代表を入れまして、その世論を開いて進めるという意図であります。と同時に政争の圏外において、全國民的な規模においてこれを運営していくという意図であります。これは原子力委員会の運営のみならず、次に出て参ります原子力研究所、原子燃料公社等の実施機関についても同様であります。そうして「総理府に原子力委員会を置く。」「原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に關する事項について企画し、審議し、及び決定する。」ここで原子力委員会は非常に強力なる審議機関、決定機関になつております。しかし、実施機関はどうなつておりますか。別な法案におきましては、原子力局というものを総理府に作りませう。これが実施を行います。そうしてそれはいづれ来議案提案される科学技術庁ないし科学技術省の原子力局として編成がえを受ける予定になつております。その意味は、日本の原子力行政の基本といふものは各界の權威を網羅した超黨派的な、政争の具に供されないような機関において、やや半獨立自治機構においてこれを推進させる。そうしてその委員の任命は國會の同意を要するとしてあります。このようにして人事に慎重を期し、公正なる原子力委員会の編成を考えておるのであります。

法律で定める。」と法律に委任されておりますが、ここで重大な点が二つございませう。

まず第一は予算の点でございませうが、原子力平和利用費につきましては、原子力委員会において各省庁のものを一括してまとめまして調整を行う。そうして無駄を避ける。それから研究の促進を連絡を密にしてやらせる。こういう意味において見積り、振りかえ等をここで行われるようにしてあります。わが国におきまして原子力開発はまだ処女地でありますから、非常にむだも多いし、また重点的に行ふ必要もありません。そういう点でむだを排除するために各で行なつておるものように、予算的な措置もそのように調整することになつております。

第二点は、大学の自由をこれがために侵してはならないということでありませう。そのために大学が現在獨有にやつておられます講座研究、これは従来通り文部省を經由して予算は要求されて、この範囲には入りません。従つて大学講座研究として行います。原子力研究も含めてこれは調整の範囲外であります。しかし、大学の付属研究所の原子力平和利用、これにつきましては調整をすることになつております。なぜかと申しますと、工学部の研究所と農林省の研究所で相当金のかかることをダブつてやるおそれもありませう。あるいは医学部の病院と厚生省の病院が同じことをやるおそれもありませう。そういう場合に付屬研究所のことにつきましては割合に應用研究が多いものですからダブるおそれがある。ダブることも必要な場合もありませう。これはいろいろな方法で研究を進めると

いう意味で必要な場合もあります。しかし不必要な場合もあります。そこで必要な場合は必要であることを承知しながらそれを行うことが必要で、不必要な場合はそれを避けるということが必要であります。と同時に、原子力の開拓をわが国におきましては集中的に行うと同時に、総合的に行うということが必要であります。先ほど申し上げましたように、非常に個性を持ったやり方でも日本の国情に合うように資源的にも技術的にも行わなければならぬ。ことに、自主性を維持するためには慎重なる考慮を払わなければならぬ。かような観点から重点的に、集中的に日本の独自の世界を開くために行うと同時に、これらの學問は一朝一夕にできるものではないので、諸科學の総合としてできるものであります。

従つて諸科學のバック・グラウンドを無視したり、その厚みを薄くするということとはとてもできないのであります。そういう意味で総合化ということが必要なのであります。そういう点につきましては、原子力委員会に基本計画を立てまして重複のないように、また処女地でありますから、情報の交換等は各方面で緊密にやる必要がありませう。このようにな調整を行う。従つて大學の付屬研究所につきましては原子力平和利用に限つて調整されます。ここで問題になりますのは、原子力平和利用費の限界であります。現在朝永先生その他が御心配になつておられますのは、具体的に田無のサイクロトロン、京大の原子力研究所であります。われわれの見解におきましては、原子核の研究と原子力の研究を切り離して取り扱おう。

従つて田無のサイクロトロンは調整の範囲外であります。そういうことは大學のほかの研究部門とのバランスも考えなければならぬので、たとえば京都大學のサイクロトロンは調整を受けない、しかし東大の付屬研究所のサイクロトロンは調整を受ける、こういうことになつていふとバランスも崩れます。そういう点からいたしまして、原子力の研究と原子核の研究というものは分けておきたいと考へるのであります。そのほか輕易のアイソトープの利用等はもはや普通化しておりまして、特に調整を要すべき原子力平和利用として取り扱つていかどうかは疑問であります。そういう意味で実行に當りましたは、その限界線をどういふふうに引くかということには學者、技術者等とも話し合ひましてこれを行いたいと思ひるのであります。

第三章 原子力の開発機関、第七條「政府の監督の下に、原子力の開発に關する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行はしめるため原子力研究所を、核原料物質及び核燃料物質の採掘、採集、精製、管理等を行はしめるため原子燃料公社を置く。」ここに実施機関を規定いたしました。原子力研究所と原子燃料公社をどういふ形態におくかということとは非常に議論的でありました。ある筋からは、これは電源開発公社であるとか、あるいは日本銀行のような特別会社方式がいいだらうという有力な意見もありませう。しかし他の向きからは、これは國立研究所にすべきであるという議論もありました。いろいろ研究をいたしました結果、われわれはい

三

わゆる公社方式、独特な公社方式といふものが適当であると思つたのであります。その理由は、この原子力の研究開発は相当膨大な国家資本を必要といたします。また国家権力を背景にして急速にやらなければ外国に追いつけるものでありません。ところが原子力の研究は当分の間は、ベイルしないものであります。従つて業界方面の御意見を聞きまして、現在財団法人原子力研究所に出資している以上の金は当分出せないというお話でありまして、しからばそれよりも数百倍、数万倍に当るような膨大な資本をこれから出していく以上は、国民の税金を使うのでありますから、そういう点からしても国家の監督のもとに行ひ公社というやり方が適当であると考えるのであります。と同時に、原子力研究所は一財界の手先でもなければあるいは将来電力会社が原子力発電所を作るための職人養成所でもない、全国的な規模において公正に原子力の開発を進める機関である、そういう意図も盛る必要がありますので、公社が適当である。ただし公社というものは弾力性がなくして、研究には不適当なところもあります。そこでこの公社は特別の配慮をいたしまして、先ず超党派性を維持するために、役員は任命は、この原子力委員会の同意を得て政府が任命するといふふうにしてあります。原子力委員会には国民各層の代表がおりますから、それによつて相当コントロールできると思つたのであります。また任免の免の方でも政府が勝手に罷免するといふことは許されないうにしております。重大な故障とか、心神の喪失、病氣、過失、こういうものがない

限りは罷免できないような措置もしてあります。それから予算につきましては、この研究所の予算は、将来できます科学技術庁あるいは原子力委員会一括して、平和利用費として、出資金として出します。その予算はできるだけば国会での明細な審議や何かは直接は必要ではなく、委員会や科学技術庁は詳細にこれを検討し、監督することにしてあります。しかし一括して原子力平和利用費として国会に出すことにしておきます。もちろん参考資料としてその計画は出すべきであります。具体的な内容までそこで提出するの必要はない、一括して出すことにする、しかし決算は国民の税金を使うのでありますから、国会が直接厳重な監督をする、かような考慮を行ひたいのであります。

第二点は給与であります。これはイギリスも同様であります。これは国家機関並みにすると、給与が低いために有能な人が集まらないという難点もありません。そこで現在公社は国鉄から専売に至るまでいろいろなニエアンスがあるのであります。その中の最も待遇のいいものに、財界の各会社の普通どころより落ちない程度の給与は確保できるように、われわれはいろいろな面において給与準則等を研究したいと思ひます。それには研究費といふものを持てておきまして、税金がからかぬような給与措置といふものもわれわれは考えておきたいと思ひのであります。それからもう一つは、これらの研究所や燃料公社は自分で委託契約ができた、ほかの会社や技術研究所等に委託契約が行われるようにして弾力性を保持せるといふことも考えております。と同時に、この運営につきましては、官庁技術、官立、私立の大学グループ、それから事業会社の技術陣、こういう三つのものからある程度代表を出しまして、運営委員会のようなものを作つて民主的に運営するように、運営の方式も考えたいと思ひのであります。こういふふうにして支園が高くない研究所になるだけ持つていきたい、これはブルックヘブンの研究所はそういうタイプでやつておりますが、その長所はわれわれはねえといふと思ひのであります。その研究所は総合研究所であります。原子力を中心にして金属、化学、電気、物理、数学あるいは生物学等の諸研究所を包含いたします研究センターとして作る考えなのであります。

第二は原子燃料公社のことであります。原子燃料公社につきましては、まだ置くのは早いのではないかと、法律に規定するのは早いのではないかと、こういう御議論もありました。しかしわれわれは次の三つの理由で置く必要を認めるのであります。第一は探鉱、採鉱の努力であります。わが国におきましてはウラン鉱の探鉱、採鉱は非常に怠つております。フランスにおきましては全然ないと言われたのであります。年間二十五億円ほどの金を使ひまして数年間やり出した結果、現在非常に豊富に産出したしまして、スカンジナビア諸国に輸出しております。わが国におきましては、中国地方によりやく出て参りました。従つて相當に経費をかけて膨大な探鉱作業をやればかなり有望だと思はれるのであります。国産燃料を作るといふことは、自主性の上にきつて必要であります。そのためにわれわれは、相當な経費をこれにかけなければならぬと思ひのであります。現在地質調査所が飛行機等を使ひまして概査をやつております。現在の計画によりますると、日本全国の概査は二年ぐらいかかることになつてゐるのであります。そんなことではとてもいかぬといふので、われわれは少くとも一年ぐらゐで概査は終了させるように予算的な変更もやろうと思つております。そこで實際概査が終つたらボーリングをや、あるいはジョブを走らせる、こういうことは地質調査所ではできないので、独特の機関を設けて専門的にやる必要があらます。石油について資源開発公社ができましたが、それと同じように、ウラニウムの探鉱、採鉱に関する実務機関がどうしても必要なのであります。それが第一であります。

第二は精製の研究であります。ウラニウム二三五と二三八を分離するとか、あるいはブルトニウムの転換をはかるとか、トリウムをウラニウム二三にかへるとか、そういうような精製事業といふものは日本では全く未知であります。そこでこれの研究をし、日本独自の方法を作りあげ、パイロット・プラントを作りあげ、その程度まで進めなければならぬのであります。その仕事は非常に費用も要します、また努力も要するわけで、独立の一部門になるのであります。第三点は廃棄物、残滓の処理であります。この原子力の一番の脅威は灰であるとか、放射能であるとか、つまり廃棄物等から来るのであります。そこで今後原子産業が発展し、動力炉ができるに當りましては、そういう原子関係の廃棄物は一手にこの公社が回収しましてそうして処理をする、それは国内的にも國際的にも必要なことになりまます。その処理の研究が先ず必要であります。そういう三つの部門を担当せしめる大事業があらますので、今その公社の芽を作りまして徐々にその研究部門を發展せしめていくと、こういう構想でございます。

なお現在財団法人原子力研究所といふものができておりますが、この原子力研究所の設立に従つて、その努力に對しましてはわれわれも十分敬意を表しまして、この公社と研究所との受け継ぎの場合には、なるだけそれらの努力は繼承して尊重していきたい、そういうふうにして考えております。原子力研究所なり原子燃料公社に関する規定は別に法律を作りまして、次の国会に提出する予定でございます。

第四章 原子力に関する鉱物の開発取得、この点は鉱業法の特例を認めまして、第八條は「核原料物質に関する鉱業権又は租賦権に關しては、別に法律をもつて、鉱業法の特例を定める」、これは鉱業法に書いてあることである。まして、注意的規定であります。第八條は御承知のように、鉱業法に書いてあることの特例であります。つまりウラニウム、トリウム系統については公社において収用することができるといふこと等を規定しておいたのであります。

第九條、買取命令及び譲渡命令「政府は、別に法律で定めるところにより、その指定する者に対し、核原料物質を買い取るべきことを命じ、又は核原料

○委員長(三輪貞治君) この際お諮りいたします。ただいま本会議の振鈴の鳴つておる都合もございまするし、また議案をさらに精査するために暫時休会をいたしまして、本案に対する御座

疑は午後行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それではさう決めます。

暫時休憩いたします。

午後十一時四十九分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(三輪貞治君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

原子力基本法審査のため、明日参考人から意見を聞くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお参考人の人選及び事後の手續等は委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三輪貞治君) なおこの際委員に移動がございまして、栗山良夫君のかわりに湯山勇君、上條愛一君のかわりに岡三郎君がそれぞれ委員になりました。

なおたまたま上條愛一君が理事でございまして、この際委員長より理事の指名をいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それでは小松

正雄君を理事にお願いしたいと存じます。

○委員長(三輪貞治君) 午前中提案理由を聴取いたしました原子力法につきまして、御質疑のおありの方は御発言をお願いします。

○湯山勇君 私は原子力基本法案の第四條におきまして、「原子力の研究、開発及び利用に關する国の施策を計画的に遂行し、」とあり、

「国の施策を計画的に遂行し、」という事になりますと、施策を遂行するものは政府であるので、その政府がこの基本法に定めてあるところが何と定められてあると、ときの政府の勢いによってあるいはこれを軍備に使うという方面に研究の馬力をかけ、

圧力をかけていくということがあり得るのであります、この点については提案者の方にお伺ひいたしますが、どういうふうにお考えになつておられますか。この点、お伺ひいたした

い。

○衆議院議員(中曾根康弘君) この法案の冒頭に平和利用に限り限定してありまして、それを貫くためにも核燃料物質、核原料物質、原子炉等の設置、移動、所持、輸出入、こういうものは政府が厳重に監視し、そのような曲つた方向に使われないようにいろいろの措置を考えておるわけでありまして、

燃料の点からあるいは原子炉の設置からあるいはその他の点にまで一々節を設けまして政府の認可を要する、そういうふうになつておるのでございまして、

かりそめにも軍事利用にならないようにこの法案自体も規定しておりますし、またその關係法が単行法として

きましてときには、それぞれ明細に規定することになつております。従つてこの法案を忠実に施行すればそういうことはあり得ないと思ひます。

○湯山勇君 国の施策という点に私はまた非常に疑義を持つのであります、その点は心配ないのですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) この第四條は、原子力委員会をおく本旨をこ

こで申し述べておるのでございまして、わが国におきます原子力政策、

原子力政策をこのような機關で、こういう原則でやるのだ、こういう意味であるのでございまして、従つて「国の施策を計画的に遂行」するといふ意味は、平和利用ということと、第二條に掲げました基本方針にのつとつてやるという制約があるのでございまして、その御心配はないと思ひます。

○湯山勇君 私はこの法律に基本法という名前をつけた理由からお尋ねいたしたいと思ひます。それは從來ある基本法では、教育基本法というよりなものがございまして、この教育基本法等におきましては、教育の目的を明示し、教育の性格を確立しておる、これが基本法の性格でございまして、従つて教育の目的とか、あるいは機会均等とか、男女共学とか、そういうような条

章があげられておまして、それに対する最後のところに、この法律に掲げる諸事項を実施するために、必要がある場合には適當の法制が制定されなければならないという規定にとどまつております。そうして他の学校教育法とか、私立学校法とか、社会教育法とか、

私立学校法とか、それぞれこの基本法の中に別に法律で定めるといふような規定なくして、附則あるいは關係法とし

て出されております。ところがこの基本法は、基本法と名前のついておるものは、教育基本法のような、そういうものは著しく性格を異にいたしました、第二條のように基本方針をきめておるところもありまして、しかも、

したがら、その最末端に至りますと、たとへば奨励金等、これはもうこの本法以外には他にないようなところまで

いつておられます。これは単に基本法といふものはこの法律の名前なのか、

いわゆる原子力の平和的利用の基本を決定する原子力憲章といふものに當るのか、この点について立案者はどうい

ふうにお考えになつておられるか、承

りたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 基本法といひました理由は後者の理由でござい

ます。すなわち、わが国におきます原子力政策の基本的事項を明定し、

國民の前に安心させると同時に、御協力をいただくという趣旨であります。従つて原子力政策に關する必要な事項、國民が不安に思つておる事項等はこれと總合的に明らかにすること

の意味でございまして、その中で最も重要なことは平和利用に關するということ

で、いわゆる學術會議の三原則を明定するということでありまして、これが一番の中心であります。そうしてこれを

実施してゆく上いろいろな点を次の条章以下に書いてあるのであります。

教育基本法と違ひまして、原子力の開発は一種の事業を伴ふものでござい

ますから、これに伴う物件の移動であるとか、これに伴う放射能の予防措置であるとか、そういう國民が心配しておるものもやはり基本的事項として明

らかにしておく必要があるものでござ

います。その中でそのたびごとに法律をもつて定めるとききましたのは、内容が各条章によつて異なるものでござ

いますから、そのように規定したのでござ

いいます。

○湯山勇君 ただいまの御説明は、大

体において了解できると思ひますか

ら、そこで重ねてお尋ねいたしたいのは、この基本法によつてできるところ

の附屬法あるいは關係法は幾つになりますか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 目下考

えておりますのは、第一は原子力研究

所法と申しまして、研究を実施する機

関、それから第二は原子燃料公社法、

これは探鉱、開発を促進する機關でござ

います。それからその次は核燃料資

源の開発促進法、それからその次は放

射線障害防止法、それからその次は

環として參議院で御審議願つております

す法案の一部改正もその一環になる

と思ひます。そのほか現在提案されて

おります原子力委員会法、總理府設置

法の一部改正法、これもその中に含ま

れると思ひます。

○湯山勇君 今海野委員の御質問にも

ありましたが、これらの附屬法、關係

法が、基本法の趣旨の通りに行われる

と、この基本法の精神を体して作られ

るといふことの保証はだれがすること

になりますか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) この基

本法の草案を作ります際に、社会党並

びにわが党の有志の間にございまして、

総合的な法体系を築くといふものがす

でできておるのでございまして。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

これを差上げておきます。あとで

うに作っておりますから、この条項を法律の条文に直して提出いたしますと、そのないようによくと思ひます。精神はこの第二條に盛られた精神ですべて尽して書いてあるのでござい

○湯山勇君　そこでただいままでの説明では、この原子力の平和利用に対するいろいろ各界に不安がある。その不安を取り除くというお話でございまして、私はそういう不安な点がまだ若干あると思ひますので、私自身にあるものもありまして、あるいは国民の間に、各界にそれぞれ残つておると思ひますから、そういう点について以下お尋ねいたします。

まず一番根本的な問題は、平和の目的に限ると、こう限られております。このことが原子力の平和利用というものの基礎になつておると思ひますが、この「平和の目的に限り」ということには、私もまた社会党に籍を置いておりますけれども、志村委員と中曾根委員との間には若干の見解の相違があつてしかるべきだと思ひます。その間の調整がどのようになされたか、これをまず承りたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君)　その点はおととも社会党の岡委員から鏡い御質問がございまして、要點は憲法の解釈や、あるいはオネストジョンの問題や、そういう問題で見解の差違がある者が、平和利用というものが確保できるか、こういう御趣旨でありました。われわれは不幸にして国防政策や、外交政策については意見を異にしておりまして、これもいづれ超党派でぜひお願いしたいと思つておりますが、しかし現在は不幸にして意見を異にしてお

ります。しかしそういう国防政策や、外交政策というその面からまず考えられべきでなくて、日本が独自に原子力を開発していく基本方針を示しているのでありまして、この日本独自の研究方針という面につきましては、全然そこ

○湯山勇君　そこをただいままでの説明では、この原子力の平和利用に対するいろいろ各界に不安がある。その不安を取り除くというお話でございまして、私はそういう不安な点がまだ若干あると思ひますので、私自身にあるものもありまして、あるいは国民の間に、各界にそれぞれ残つておると思ひますから、そういう点について以下お尋ねいたします。

○衆議院議員(志村茂治君)　基本方針に盛られた精神につきましても、私は四人が全部同じ意見でやつておつたのでありますが、その間に多少の違いを私は認めざるを得ません。ということでは、憲法が第九條をきめておつても、なおかつ軍隊ができるというふうな状態においては、やはりわれわれは究極において、そのときの政治権力によつてある程度歪曲されるということも覚悟しなければならぬ。そうなたてはいいけないのだ。ならないはずだとは考へておりますが、そういうこともまたあり得るというふうに考へなければ、われわれはならないと考へております。そこは、それであればこそ、われわれは民主的に運営するための機構であるとか、あるいはこうした平和利用に限定するといふ一つのよるべき根拠といひますか、サポーターになるよ

うなものをわれわれが作つておく必要がなさる強くなるのではないか、ただわれわれは完全にこれが阻止できるというところは言ひ切れない。それだけの自信は持つておりませんが、しばしば一歩前進という形においてわれわれは処置しなければならぬ。一方において原子力を開発しなければならぬというところは皆さんも十分御存じであらうと思ひますが、そういう条件下においてはわれわれは一歩前進の形でがまんしなければならぬ。そのためにわれわれはこれに賛成し、こういうふうに作つたのであります。

○湯山勇君　この「平和の目的に限り」という字句について両者で御検討になり、あるいは意見調整をなされたことがございしますか。

○衆議院議員(中曾根康弘君)　ジュネーブ會議へお供して参りました、各國の状況をみまして非常に驚きまして、この問題についてはわれわれは政争の國外において推進しなければならぬ。そこで各國も最近におきましては平和利用という方面へ非常に指向して参りまして、予算的にも機構上非常に格段の措置をしてゐる。わが國におきましては平和利用一筋でそういう措置を講ずる必要がある、こういう点で完全に一致したのであります。防衛政策や憲法論議ではそれはどうも違ひますし、意見は違ひますけれども、ジュネーブ會議の結果、世界の趨勢に目を開きまして、平和利用というやり一筋でわれわれは協議していかなければならぬ。その点についてわれわれ保守党の政策で反省すべきものは嚴重に反省しなければならぬ。社会党のお考へで現実化するべきものはまた現実化し

ていかなくちやならない。これは譲るとか妥協するといふ意味ではなくして、ほんとうに謙遜な立場で原子力を平和的に推進するといふ立場で提携すべきである、こういう氣持になつたのであります。

○湯山勇君　この基本法は先ほど提案者の説明にもありましたように、今後数十年にわたる基準になるものでございまして、今そういったような了解と現実とかは将来の規定にはならないと思ひます。そこで私はこの字句について端的にお尋ねしたいわけですが、そこで「平和の目的に限り」という字句の解釈がこれは御両人で違つておる、あるいは事実をこれに合ひ、合わないといふ判定が違つておるといふような場合があつては大へんと思ひます。そこで非常にわかりやすい例を引いてこの「平和の目的に限り」ということをお尋ねしたいのですが、現在の自衛隊は、これは平和の目的のために置かれておると御判断になりますか、平和の目的のために置かれていないと御判断になりますか、これは御両者の御意見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君)　自衛隊に対する考へ方は、これは自民党及び社会党で意見を異にしてまして、そこで多数少数に分れたものでございまして、従つて、あるいはお考へが違ひかもしませんが、われわれは自衛隊は名前の示すように、國家の安全を保持し、國を防衛するために存在するもので、それは平和を維持し、國を安定させるという意味があると思ひますのであります。平和を維持して國を安全に保つといふために自衛隊といふものがある、そういう点からは、やはり平和目的に

も合ふと考へられると存じます。

○衆議院議員(志村茂治君)　御指摘の通り私は社会党ですから、今の自衛隊等は平和のためには考へておりません。従つて平和目的とここに書いてあります以上は、軍事目的、自衛隊には絶対に使つてはならぬ、こう考へております。

○湯山勇君　それでは中曾根委員にお尋ねいたします。自衛隊でやはり原子力をいろいろ利用し研究する、自衛隊の用にたてるために。これは「平和の目的に限り」となる中の範疇に入るから入らないか、どうお考へですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君)　それは入ります。それは岡委員の御質問のために原子力の研究をするといふことは許すべきでないと申し上げたのであります。

○湯山勇君　その理由をお尋ねします。

○衆議院議員(中曾根康弘君)　ここに書いてある「平和の目的に限り」という意味は、民生安定であるとか、あるいは國民生活水準の向上であるとか、第一章の第一條の目的を達するためにやるのであります。具体的に申し上げれば、エネルギー資源を確保するとか、學術の進歩とか、産業の振興とか、そういうことに寄与すべきものであつて、國防目的のためにそれを使うべきではない、第一條から見てもそのことは当然であります。

○衆議院議員(志村茂治君)　われわれがジュネーブへ行きますと、そういう平和利用のための國際會議といふものを見て参りましたのですが、そこで実際に

的利用は全然入っておりません。少くとも原子力の世界におきましては、原爆あるいは原子兵器というようなものに對抗したような概念として平和利用ということがうたわれておりますので、私たち四人の考えもやはりその線に沿っておりまして、軍隊が平和的であるかどうかということとは別として、原子力に關する限り、世界の考え方はすべて平和に使うことは除外するといふ考えであります、その考へに立つてわれわれは共同してやつておることを申し上げたいと思ひます。

○湯山勇君 重ねてお尋ねいたしますが、それではアイソトープ等を使つて、自衛隊に使つてゐる銃なり砲なりの材質、あるいは海上自衛隊の軍艦等の使用材料の検査、そういうことをするのはどちらに入りますか、これも御両者から御答へ願ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) その点も衆議院でお尋ねがありまして、私は次のように申し述べたのでございます。この原子燃料を用いて人を殺傷するための武器、それは原子力の軍事目的になる。原子燃料を用いて人を殺傷するための武器として使ふ……。しかし大学やあるいは金属材料研究所や原子研究所が原子炉を使ひまして、いろいろ金属材料の試験をしたりして、それが一般科学の水準の向上になつて新しい鋼鉄が生まれるとか、あるいは高度のプラスチックが生まれるとか、そういう間接的な一般科学の向上に伴う間接効果として、鋼鉄の強い機関銃が生まれるとか、今使われておる程度のものが使われるといふことはあり得ると思ひるのであります。この原子燃料といふものを使つて人間を殺傷するための武

器として使うとか、そういうことは別であります。そのことはジュネーヴで開かれました今度の世界の會議も、そういう意味で平和利用といふものをうたつておられますし、今度國際連合にできました原子力の國際機關も平和利用といふのをそういう意味で使つております。私はそういう國際的な概念に従つて日本の平和利用といふ概念も規定すべきであると思ひます。

○衆議院議員(志村茂治君) 直接原子力を使った武器については、われわれ絶対反対いたしておりますが、原子力を使った結果として従来ある武器が、これが改良されるというようにすることに、これはわれわれは考へておりません。

○湯山勇君 考へていらつしやらないといふのじゃなくて、それは認められるか、られないか。

○衆議院議員(志村茂治君) われわれ社会党の立場ですと、それは認められませんが、しかしながら現状は別だ、こゝろ考へております。

○湯山勇君 そういたしますと、中曾根委員にお尋ねいたしますが、あなたは自衛隊は平和目的のために置かれてあるのだ、こゝろ前提をお下しになつて、その平和目的のために置かれておる自衛隊の使うものも、またこれは平和目的以外の何ものでもないはずで、あなたの理論をもつてすれば、さうすると、自衛隊の武器だろが何だろが、やはり平和目的といふものにかなうといふことは、これはもうだれでもわかる論理でございませう。その論理をあなたは認めになるか、ならないか。ならないとすれば、論理的にどういふところからさうならないか、

その点について御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 非常に三段論法が御巧妙でありまして、誤解を私は受けたやうな感じがいたしますが、平和目的といふ概念が、自衛隊の場合と原子力の場合が内容がやや違ふやうな気がいたします。たとえば國民のためとかあるいは世界のためとか、そういう抽象的な概念はよく混用されると思ひます。ヒットラーも國民のためをやつたと言ふ。ヒットラーも世界のためにやつたと言ふ。ヒットラーも平和のためにやつたと言ふ、こゝろ言ひしよう。それはルーズベルトも同じやうなことを言ひ、東条さんも同じやうなことを言ひつゝいる。抽象的な、理念的な言葉はどちらにも転用されることになると思ひます。ただ問題は、その抽象的なことを實現する手段、方法がほんとうに民主的に構成されてゐるかどうか、保証されてゐるかどうかといふ問題だと思ひます。さういふ点から見ますと、こゝろに書き上げてありますやうに、いろいろな諸般の手續をして國家が規制するやうにしてありますし、ただいま申し上げましたやうに、こゝろに書いてある平和目的といふものはジュネーヴ會議の精神、あるいは國際連合で今國際機關を作らうと、ソ連を含めてこの間決議したあの意味における平和目的といふことであることを申し上げたいのであります。

○湯山勇君 私御説明についてはなおあとでお聞きしたい点がありますから保留いたしまして、平和目的といふ言葉は非常に概念的に広いと思ひます。そこで他の國の同様のものを見ますと、非軍事利用とか、あるいは兵器

その他の軍事的目的に使用しないといふ端的な表現をしております。これなら私はよくわかると思ひます。ところがこゝろがこゝろいふやうに「平和の目的に限り」といふ言葉を、しかも今日の日本の國內情勢で、憲法についてさへ論議がある段階で、こゝろいふ言葉をこゝろお使ひになつた、十分お練りになつて使われたことと思ひますから、他國で使つておる非軍事目的のために使ひたい、兵器その他軍事的目的に使用しない、こゝろいふた端的な表現をしないで、なぜこゝろいふ含みのある表現をされたか、その点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 非軍事的目的といふ表現はこれは非常に正確であるかもしれません。しかしこゝろいふ消極的否定の言葉の使ひ方よりも積極的肯定の、前進するかまへのほうで、こゝろいふ新しい処女地を開拓する表現としては私はいふと思つたので、それはジュネーヴのこの間の會議におきまして、アトム・フォア・ピース、フォア・ピースといふ言葉をちゃんと使つております。また國際連合におきましては同様であります。従つて消極的否定の感情を國民の前に示すよりも、積極的肯定の開拓精神を示すほうが、法案の構成上私はいふと思つたわけでありませう。すなわち人類の福祉に貢献する、ガンをなおすのだ、新しい材質を作るのだ、新しい種を作るのだ、さうして國民生活をよくしていくのだ、すなわち平和の目的である、こゝろいふ積極的なものを國民の前に提示するほうが法案としては力が強いとわれわれは考へたのであります。

○湯山勇君 それは最初の御説明と若干食い違つておりました、最初御説明になつたのは、原子力に対して國民の間にもいろいろ不安がある、その不安をなくするといふことが大切だといふことからこゝろいふ基本方針を立てたのだ、もちろんその中には今日の國際情勢、社會情勢の中で、原子力の開発におかれてはならない、むしろこれには積極的に乗り出さなくちゃならないといふ意圖があることはもちろんでございますけれども、不安を除くといふことは、今おつしやつたやうに世界の國々と日本の場合とは非常に違つております。むしろ今日の日本の國情に合せる、さうして國民の不安を除くといふ点からいへば、そのことがより厳密な意味をもつておる、さういふ消極的な表現のほうの方が妥當だとはお考へになりませんか。これは御兩人、お二人から承りたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 午前中提案のときに申し上げましたが、共同提案として議員提出したのはどういふわけかという第一に、國民に対して日本の原子力政策全般の見通しを与へるということ。それから第二は、全國民の代表者が積極的に國の運命を開拓する責任をとつて國民の前へ乗り出して行くのだ、さういふ姿を示すといふことを第二に申し上げました。それから第三番目に、このことはしかし國民の權利義務にも影響するところが多いし、國民に不安をまく、さういふ点もある、さういふ点につきましては政府が一方的に提出するといふやり方ではなくて、國民代表が十分に審議をし、安全の措置を万般講じて議員提出として仲間から出すといふやり方が望ま

ということを申し上げました。そこで不安を除くという要素と、もう一つは積極的におかれ議員が日本の運命を開拓するために提示したいという両方あるわけでありまして、これで少くとも第二条に基本方針を示す場合には、そういうような積極的意図を盛つけた方が法案としても、議員の心がまえとしても適当であると考えます。

○衆議院議員(志村茂治君) 実は私たちが今度の国際会議に参りました一番強く印象に残りましたことは、世界が平和利用という形で強く打ち出されておるといふことであります。日本の国民が従来何原子力でも恵まれたことではない。被害だけを受けておるといふことは万般知つてはおるのでございませうが、しかし日本がわれわれの考えておりました場合には、そういうことよりも日本が進んで、燃料資源の足りない日本は、まず第一にこの原子力によってエネルギー資源を獲得しなければならぬというところが非常に強く印象に残つたわけでございませう。そういうことからむしろ逆にな言葉を使うよりも積極的な平和利用だ、これから大いに開拓して日本の経済力を増進するのだというふうな意欲の方が強かつたのであります。従つて内容におきましては、これをおそれる人から見れば、やはり平和利用という意味も同じく今おつしやられるように非軍事的利用だ、そういう意味で私たちは解釈いたしてあります。

○湯山勇君 それでは中曾根委員にお尋ねいたしますが、今志村委員のおつしやつたように、「平和の目的に限り」という言葉の内容は非軍事的利用である。そしてこれは兵器その他の軍事的目的に利用されない。こういうことを意味しておるといふことをあなたに御確認になりますか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) その通りであります。

○湯山勇君 それじゃそれで一応わかりました。

次にお尋ねしたいことは、その次の「自主的にこれを行ふ」ということですけれども、この「自主的」という言葉の説明は、先ほどの御説明では、日本の国が自主的に行くというより、意味にとれましたが、そういう意味だけでございませうか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 御質問の趣旨がまだよくわかりませんが、私が考えておりますことは、たとえば日本の原子力の学者が海外へ旅行したり、勉強に行く場合に、今までの傾向だと外国の資金をもらつたり、あるいは學術奨励金やなんかで行くのが多いようである。なるだけそういうことはやめたい。今後は原子力平和利用という予算をとつてわれわれの税金で外国へ学者を送りたい。また若い優秀な大学院の卒業生やなんかたくさんおられますが、こういう人々も外国にいろいろ奨励金を送つておられる状態ですが、われわれ国会で国民からお願いしていただいた税金で、日本人みずからの総意において外国へ送りたい。たとえさういふような精神で原子力の運用というものはやつていこう。またたとえさういふ具体的な申し上げましたが、日本の原子力の製造にいたしましたが、アメリカから濃縮ウランを借りてできたものを持つてくるというものは、これはしばらくの暫定的措置として行ふ。それで大体原子力の構造もそれでわか

りますし、訓練の要員もできますし、これでなるだけ早く卒業してしまつて、三年目には国産第一号炉を作つて、それがある程度完成したら、それと並行して動力炉まで進んでいく、しかし日本の動力炉というものは燃料の制限を多分に受けています。外国の燃料によつてこれが行われるということではよくない。従つて濃縮ウランによつて動力炉を作るといふことはわれわれはなるべく避けたいと思つておる。国産の天然ウランによつて国産の重水またはグラファイトによつて行くように持つていきたい、こういう念願で自主的に行くといふことを考えておるのであります。

○湯山勇君 この基本方針の中に、大学その他における研究の自由の保障はどこにございませうか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) これは大まかな基本方針でございますから、大学その他の関係のようなことは、これは関係法その他書くべきものでありまして、現に原子力委員会設置法に一部書いてあります。そこで大学の先生方の誤解があつたのでございませうが、われわれは今まで大学の先生方が固有の研究としてやつてこられたものをこの法律等によつて調整し、干渉しようとは毛頭思はないのであります。いわゆる大学の研究の経費は講座研究費として出てきております。これは文部省を通して要求しておるので、これはこのままにしておくのです。従つて大学が今まで固有にやつておる講座研究費は、原子力平和利用費がその中に入つておつてもこれは調整しない、アイソトープや原子力を研究する場合も講座研究費の場合はそのままにしてお

くわけですね。ただし付屬研究所が行う場合はダブるおそれがある。先ほど申し上げましたが、農林省の場合あるいは大学の農学部の場合あるいは大学の病院の場合、厚生省の場合、それが軽微なものならいいけれども、大規模なものを知らないでやつておるといふこともあり得ます。そういう場合にはやはり調整をしてむだを省くとか、あるいはダブつてやつておることも必要なことがあります。その場合には知つてなければいけない。両方ダブらしてやることは非常に重要な点もあると思ふのですけれども、少くとも国家の一定の場所ですれを知つておらないければならない。そういう意味におきまして、重複を避け、情報を密にし、交換を密にし、研究を促進する。ことに日本の場合は先ほど申し上げましたが、原子力は処女地ですから重複やむだはかなりあり得ると思われののです。そういう点からしても調整の必要があるのであります。現に航空研究所の場合は、これは同じように調整するようになつておるのであります。従つてこの場合だけさういふことが行われるというのではありませう。ただ先生方の御心配の一つの問題点は、たとえば東大の田無の原子核研究所の経費が原子力平和利用費として包含されるのではないかと疑問なのですが、これはごもっともでありまして、京都大学のサイクロトロンは固有研究費として調整されない、しかし東大の田無の費用は同じサイクロトロンでありながら調整されるとは不均衡である、その通りなのです。われわれはこれを入れようとは思ふのです。なぜかといふと、原子力平和利用費、原

子力というふうにおかれは限定してゐる。原子核はこれには入らない。従つてサイクロトロン等の原子核の研究費はこれに包括する意図はないのであります。また原子力の中でもアイソトープのようなものは軽微なもので普通化している場合があります。こういう普通化しているものを一々取り上げていいかどうかは疑問であります。従つて原子力平和利用費の境界線につきましては大学の教授の皆様方ともお話し合つて、ゆつくり細く解を得て御意見を尊重していいと思ふのであります。

○湯山勇君 今おつしやつたものでは私はずっと心配な点ができて参りましたが、そこで先ほどお尋ねしたいのですが、この法律は基本法ですからさういふ例外があるということがいけないことであつて、基本法に照せばすべてが明瞭になると、こういうことでなくて、はならないと思ひます。今アイソトープとかそのほか核実験のためのわずかなウランウムのいうようなものは話し合ひによつて除外していくといふお話でございませうけれども、「この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従ふものとする。」と定義が、さういふ除外例を認めるというふうな、あるいは抜いにおいて別ワクを認めるというふうなことは、これは基本法としての権威にかかわると思ひますが、それらの点については、やはりこの法律に若干不備な点があるといふことを認めねばならぬわけではございませうか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 基本法に行政の執行上のすべての点まで網羅することはむずかしいと思ふのであります。そういう場合は、行政の執行上

の問題でありまして、この基本法並びに原子力委員会設置法、この二つをこらんにいたしますと、そういう点は明らかになっておるのであります。

○湯山勇君 それでは今お話のあった現在使っている程度のアイソトープとか、基礎研究のわずかな量のウラニウムとかいうものは、この法律の基本法の第五章の核燃料物質の管理、この法律からは除外される見通しを持っておられるわけですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) それはその核燃料物質の質がどういふものであるとか、量がどういふものであるとか、これが研究用途、使用用途がどういふものであるとか、そういう具体的なケースでないと、包括的には申し上げられないと思います。それで第五章の法律を規定する場合に、そういう点は詳細に検討して記入したいと思っております。

○湯山勇君 あなたはさつき慣用上使っておるようなものは除外するといふことをおっしゃった。その程度のもは、この第五章の法律から省かれるかといふことを申し上げておるので、一般的に申し上げておるのではありませんか、明確に一つお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 第十二条にいう核燃料物質といふのは、ウラニウム及びトリウム等、原子核分裂の際、高エネルギーを放出する物質でありますから、これは原則的に包括されると思ひます。なぜならば、こういう危険物質を大学が勝手に輸入したり、輸出したり、政府の担当するところが知らない間に入ったり、出たり、移動するといふことは、国民の安全の上から非常に検討を要することと思ひます。やはりこういう危険物質は、少量でも非常に危険な物質ですから、国家が一元的に入つてきたところから埋没するところまで見て責任をとるといふことが必要と思ひます。

○湯山勇君 そうすると、現在あるような核実験のためのごく少量のウラニウム、こういうものもみなこれに当てはまるというように御解釈になつておられますか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 大学の場です。

○湯山勇君 そりです。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 大学の場、大学はそれをどこから持つてきてもどういふふうに使つか、その態様によつても異なりますが、たとえば大学が鉱石を自分で買つてきてケミカルセパレーションの実験をして自分で生産したごく少量を、それをいろいろ研究に使うといふような場合は一般の場合と違ひますから、そういうものは、法律を規定する場合に事情によつて考慮すべきものと思ひます。しかし原則的にはそういう例外を認めることは、こういう危険物質につきましても非常に消極的に考えなくてはならぬと思ひます。

○湯山勇君 私が言つておるのは原則的なこととばかりで、具体的な、今あなたの御指摘のような事例を言つておるわけですが、そういうものは除外される見込みだとか、あるいはやはり厳重にやるのだとか、そういうお答えをしていただきたいと思います。こういう点はあなたは最初おっしゃつたように、ささいな不安もなくしようといふことで、これは御提案になつておるわけでありまして、こういうたさきい不安についても、これは記録に残して、そういう不安をなくすることがわれわれの任務ですから、別にこれであつた方に文句をつけようといふようなことではないのですから、一つそういう立場でもう少し端的にお答え願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(志村茂治君) 実は中曾根君が言ひましたのは、放射性物質といつたようなアイソトープのようのものであつて、核燃料とは違ひます。そういうようなお医者さんが使うアイソトープ程度のものではあれば、これはさうやかましく言わぬでもいいじゃないか。核分裂をする危険なものだけは慎重に取り扱わなければならぬ、こういう意味であります。

○湯山勇君 それから次にやはり同じようなことですけれども、トリウムなどは真空管用に使われておると聞いております。これらはやはり第五章の規制を受けることになりませんか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) これは大学が使う場合ですか、それとも工場、会社で使う場合ですか。

○湯山勇君 両方一つ。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 私は大学が実験のためにそういうものを使うといふ場合は、トリウムの所持その他について野放図にそのまま放任しておくわけにもいかぬけれども、包括的に許可をすることがさういふことはあり得ると思ひます。しかし民間の鉱業会社になりますと、大学の場合と非常なケースが異なつてくるので、それは相当厳重な規制を加える必要があるんじゃないかと思ひます。そういう真空管に使うものはほかのものにも使えるのでありますから、うっかり兵器に使われると平和利用がめちやめちやになりますから、やはり厳重に監視しなければなりません。

○湯山勇君 そこで、今大学のお話が出たついでにお尋ねしたいと思ひますが、衆議院の方では、原子力委員会が大学の予算にまで関与するといふことは工合が悪いといふので、大学の学部については付帯決議なんかをなさつたと聞いております。そこで、同じような性格の大学院についてはどういふふうになりましようか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) これは文部省の予算の形式がどうなつておるかといふことでありまして、大学院も一緒に議院研究が入つておると思ひます。その辺は、私はしつうとでございまして、よく知りません。われわれが特に規定したいと思つたのは付属研究所だけですが、それ以外の大学の学部とかあるいは大学院とか、そういう普通の研究コース、あるいは学術行為をやるコース、これはタッチしない。付属研究所といふのは大抵、主として応用研究をやるところが多いのです。そういう場合は、たまたま農林省や厚生省がやつておることとダブる場合が非常に多い。そういうことをわれわれは示唆して言つておるわけでありまして、

○湯山勇君 これは付帯決議のあつた大学の学部は大学院が置かれておる学校も多いと思ひますが、東京大学なんかは、学部とは別に大学院があると聞いております。そういう場合に、今の付帯決議等によつて大学の学部だけに認められましても、そういうことが、大学院がそれから除外されるといふことになる、はなはだ片手落ちなやり方だと思ひますが、この点についてはどうお考えになりましようか。

○衆議院議員(志村茂治君) 衆議院の科学技術特別委員会におきまして付帯条件をつけるときに、大学といふのは大学院も含むといふ意味に解釈いたしております。

○湯山勇君 それは少し變なので、おつけになつたのは「大学の学部における」とはつきり書いてあります。そこでさうなりますと、少し違ひところもできてくるので、そこでもしそういうことになれば、本院においてさういふ決議もしなくちやならぬかもしれせんから、その点を一つ明確にしたいので、大学の学部といふのは大学院と当然同じになされるのだ、こういうことならそれでいいと思ひますが、一つ明確にしたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) この点は衆議院におきまされるわれわれ提案者並びに政府の責任大臣の答弁にも終始はつきりしておりましたが、議院研究費には手をつけたいといふこと、講座研究費の中には大学学部、大学院にも入つておるはずであります。はつきりもつと申し上げますと、付属研究所以外全部手をつけたいといふふうになつております。

○湯山勇君 付帯決議の文章をお持ちでございましようか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) あります。「原子力委員会設置法第二条第三号の關係行政機関の原子力利用に關する経費には、大学学部における研究を含むものとする。」となつております。

○湯山勇君 そりすると、今私が申し上げましたような不安が当然起つてく

全の上から非常に検討を要することと思ひます。やはりこういう危険物質は、少量でも非常に危険な物質ですから、国家が一元的に入つてきたところから埋没するところまで見て責任をとるといふことが必要と思ひます。

けでありますから、こういうたさきい不安についても、これは記録に残して、そういう不安をなくすることがわれわれの任務ですから、別にこれであつた方に文句をつけようといふようなことではないのですから、一つそういう立場でもう少し端的にお答え願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 そこで、今大学のお話が出たついでにお尋ねしたいと思ひますが、衆議院の方では、原子力委員会が大学の予算にまで関与するといふことは工合が悪いといふので、大学の学部については付帯決議なんかをなさつたと聞いております。そこで、同じような性格の大学院についてはどういふふうになりましようか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) これは文部省の予算の形式がどうなつておるかといふことでありまして、大学院も一緒に議院研究が入つておると思ひます。その辺は、私はしつうとでございまして、よく知りません。われわれが特に規定したいと思つたのは付属研究所だけですが、それ以外の大学の学部とかあるいは大学院とか、そういう普通の研究コース、あるいは学術行為をやるコース、これはタッチしない。付属研究所といふのは大抵、主として応用研究をやるところが多いのです。そういう場合は、たまたま農林省や厚生省がやつておることとダブる場合が非常に多い。そういうことをわれわれは示唆して言つておるわけでありまして、

と思ひますが、これは不安が起るといふことはお認めになられますか。

○衆議院議員(志村茂治君) それは衆議院の科学技術特別委員会でもやはり問題になりました。そのときに、提案者が大学の大学院も含むのだといふことを言っております。

○湯山勇君 含むのだとおっしゃつても、ちゃんとそういふ、一方は成文化されておつてそうなるおとし、一方は不安があると思ふのです。不安をなくするといふことがきよこの審議の重点ですから、だれも反対する人はいないのですから、そこでそういう不安が残るか残らないか、残るならば何とかしなければならぬと思つて聞いておるのですから、一つこれも率直にお答え願ひたい。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 本旨は、付属研究所以外全部に触れないといふのでありますから、もしさうな点に誤解があるとすれば、御訂正いただければありがたいし、われわれの趣旨は、付属研究所のものに限るといふ趣旨であります。

○湯山勇君 次に御尋ねしたいことは、今私もあなたのお説に賛成したのですが、核分裂だけではない。核融合についてもやはり相当今から用意してかからなければならぬ。そこでこの原子力基本法を見ますと、核分裂については相当詳しいといふが、検討がなされておりますけれども、基本法としてはやはり核融合に、関しても何らかの、何といひますか、種々将来の指針ですね、そういうものがなくてはならないと思ふのです。が、それについてはどういふふうにお

考へになつておられますか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 水素融合反応につきましても、われわれは研究いたしますときに議論いたしまして、これも包括したらどうか、こういうことであります。そこで第三条の定義のところ、**「原子力」とは、**

原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいふ。」

こういつたのであります。原子核変換といふ場合には、原子核の分裂と融合と両方入るわけです。初めは原子核分裂と書いたのです。そこで、これでは融合反応が入らないといふので、変換といふものと大きな概念を作つたのであります。そういう意味で、この水素融合反応の場合も考慮に入れておることを御了解願ひたい。

ただ、当面の問題は、原子核分裂の際出る一億数千度の高温が、二重水素、三重水素の反応を引き起す原理になりますから、とりあへず原子核分裂に力を入れておきましても、しかし核融合反応も無視してゐるといふわけではございません。

○湯山勇君 これは皆さん御承知の通り、ジュネーブの、バーバですか、インダのあの人もはつきり言つております。二十年後には核分裂と同様に核融合反応のエネルギーが平和的に使われる、こう言つておるくらいでございます。当初の立ちおくれはまあ別として、基本法としては、やはり今おつしやつたような程度ではなくとも、もつとその核融合反応についてのことを期待するといふ大構想のもとにおける基本法としては、私は若干不十分で

はないかという感じを持ちますが、これはいかがでしようか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 原子力という概念には、そういう融合反応と分裂反応とが、概念として両方入つてゐるわけでありまして、まあそういう原子力の変換あるいは原子力の利用、そういう概念で両方包括されるとお考えいただきたいと思ふのです。

ただ、ただいまの状況では、核分裂の方による原子力の動力的利用や、医学その他への利用が目下課題である。わが国の状態は、外国はすでに動力炉に入つておるのに、まだ実験原子炉しかないといふ状態でありまして、ここ当分の間は実験原子炉から動力炉に移行する必要がある。それと並行して、核融合反応の研究も必要でありまして、私の聞いておるところでは、来年四月ごろから、湯川さんを中心にして學者たちがこつこつ研究グループを作り、いろいろな計算もするようになっていふようになります。これは非常に重要でありまして、われわれはそういう点についても大いにブッシュしていきたいと思つております。

○湯山勇君 私が御尋ねしておるのは、そういう御精神はよくわかるのであつて、そういう精神があればあるだけに、もう少しこの基本法にも、それに触れた方面が原子力といふものの中に――それはもちろん含まれることはよく存じておりますけれども、原子力という言葉でそれを含んでゐる以外に、核融合反応の開発とか、そういうことに、関する文章、字句が一つもないわけですね。つまり原子力という言葉以外の何もかも核融合反応については使われていないわけなんです、一方核分裂反応につ

いてはいろいろなことがあります。そこで、そういう点についてもこの際、あるいは将来この基本法をもう少しそういう方向に向けるべく、改めていかなければならないのではないかと、思ふのです。これは基本法じゃなく、まあこの五年か十年かの今の日本の国情に合うための当座の原子力法にしかならないと思ひますから、基本法である以上は、もつとその方面の追究も必要ではないかといふことをお尋ねしておるわけです。

○衆議院議員(中曾根康弘君) この原子力という概念は両方入つて定義したのであります。その点では私は修正の必要はないと思ふのです。なぜかと申しますと、第一条におきましては「原子力の研究」云々となつて、これは当然分裂も融合も入つてゐるわけです。然分、融合も入つてゐるわけですね。

第二条も同様であり、第三条の定義もそういうことを考慮してゐるのであります。第二章の原子力委員会というものは、第四条に「原子力の研究」とあるのであります。それは分裂反応だけと言つてゐるのじゃないのです。総合的に言つてゐるのです。ただ、常識的に言つてゐるのです。ただ、常識的に核分裂だけが原子力だと思つておる弊はあります。しかし、原子力といふ概念は両方法律的には含まれておるのでありますから、特に断つて、水素融合反応だけを取り出す必要はない。原子力の概念といふことで全部包括されておるのであります。従つて、原子力研究所はやはり融合反応も研究するの当座でありまして、従つて、特にそれだけ取り出すことはどうかと思ひます。

○湯山勇君 あなたは私の言うことを少し誤解しておられるので、至るところにいろいろなことがあります。原子力という言葉は使つてあります。原子力研究所とか、あるいは原子力委員会にしたりしてゐると思ひます。そういうこと以外に、一方の分裂反応については、今の定義にしても、ずいぶん詳細に他のことも書いてあります。それから他の場合においても、たとえば燃料物質の公社を作るとか、あるいは鉛酸法等においても、その他についても、危険度とか何とかいふこともありますけれども、とにかくこの核燃料物質、つまり分裂反応のことについては単独な文章もたくさんある。条文もたくさんあります。しかし融合反応については、分裂反応と一括された原子力という言葉以外に、原子力という言葉はこの中にたくさんありますけれども、それ以外には単独に融合反応に関するものはない。しかし、融合反応に関するものも非常に重要であるしするわけですから、さうだとすれば、さういふことについての考慮もやはりしなければならぬのではないかと。さうだとすれば、これだけでは、まだ現在はこのでいいとしても、将来さういふ点についての考慮もしなければならぬといふことになるのではないかといふことをお尋ねしておるわけです。

○衆議院議員(中曾根康弘君) そうなりますといふと、融合反応の中でもいろいろ今度は反陽子なんでものが出てきまして、核分裂反応及び水素核の融合反応、あるいは反陽子云々と、さういふことまで一々書かなければわからないようになります。実際一番重点が指向されてしまふべきは反陽子の利用でありまして、分裂の場合は千分の一のエネルギーしか解放されないが、反

陽子の場合には百パーセント解放されるのですから、エネルギーの効率においては一番大きいわけですね。そういうことにもなりますので、原子力という概念にはすべてが包括されている。反陽子の場合も入ってくるし、水素反応の場合も入ってくるし、すべての場合が入ってくる。それでこの第一条、第二条、その他には、核分裂を目的として研究するというような意図はどこにも言葉にも出ておりません。包括概念として両方含めておられるのですから、どうぞその程度で御了承願います。

○湯山勇君 将来第三条にあげてある用語の定義、つまりこれは基本法ですから、ここで使われておる定義はその他の関係法が出たときにもみなそのまま使われると思ひます。融合反応の研究が進んだとき、これがある程度実験段階に入つたときに、これらの定義の中に付け加える必要はもう全然ありませんか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 日本の水素融合反応がもつと進んできて、今後十年ないし十五年、二十年後に実用化するとか、あるいは実用のメドがつくという程度にいくならば、そういう考慮が必要かもしれません。しかし、今はどつちに進むかわからないのです。赤ん坊を妊娠したというのではわかるけれども、男か女かも、どういう顔をしているのかもわからないのです。従つて、これは生まれてからある程度名前が考へた方がよいのではないかと思ひます。

○湯山勇君 ずいぶん危ない御答弁だと思ひますが、これはまあしかし、そういうことではなくて、私が今申し上げようとしておるのは、基本法だから

そういう考慮も十分しなくちゃならないと、そういう点がこうなつておるのだというところをここで明らかにしておけば、それでまあ一応安心できますから、その点を記録に残すために申し上げておるのですから、最後におつしやつた答弁で私は了解いたします。それから次に御尋ねいたしたいのは、原子燃料公社ですが、これについてはお二人の間で意見の対立はございまして、議論の過程においで。

○衆議院議員(志村茂治君) 燃料公社についてはありません。

○海野三朗君 今に關連して……この核燃料に關しては、そういうことでありまして、将来燃料という見地から考へてみて、石油などがすぐ頭に浮んでくるのです。この前の国会において、石油開発会社を作つた。そして政府が二分の一以上の出資をするというところでありますが、そのことについて私はちよつと通産当局に關してどういふふうな考へを持っておるか、私は通産当局にちよつとお伺ひしたい。来年度の予算というものにおいてこの予算をどういふふうに進んでおられるか、それはいかげなものですか。石油資源総合開発五カ年計画の達成を目的として、二十二特別国会において石油資源開発株式会社をできたわけですね。その三十一年度に關しては、予算をどうなふにお考へになつておられますか、この核燃料に關連してお伺ひしたい。

○委員(三輪貞治君) ちよつと海野委員に申し上げますが、ちよつと原子力基本法にはずれておるようですが、いかがですか、今どうしても關連してお聞きになりますか。

○海野三朗君 私は、この核燃料について通産當局でありますから、ちよつと通産當局に、鉱山局長に關しておきたい。予算はどんなふうにお考へておられるか。

○委員(三輪貞治君) それは、この法律の審議の過程でなくとも、別の機会もあるのではないでしようかね。

○海野三朗君 それに關連してちよつと何つておけばいいのです。

○政府委員(松尾金藏君) 御承知のように、本年度新会社の発足に當りましては、政府で帝石株を現物出資をいたしました。五億数千万円の出資をいたしましたわけでありまして、来年度におきましては、三十一年度の予算要求をいたしまして、現在七億の政府出資を要求をいたしております。大蔵省の予算査定はよくおこなつておられると思ひますので、ぜひこの線でお実現いたして参りたいというふうにお考へております。

○湯山勇君 それでは、今中曾根委員が、公社の職員の給与等についておつしやいましたが、イギリスでは燃料だけの公社じゃなくて、原子力公社となつておると思ひますが、それを日本は特に燃料公社とした理由、これを承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(中曾根康弘君) イギリスの場合は、お説の通り、ユニティ・ド・キングダム・アトミック・エナジー・オーソリティーというので一本になつております。しかし、あれは非常に膨大な機構で、いろいろなプランチがあるのです。原子力の研究プランチは

コッククロフト卿が中心であつて、ハウエルの研究所がある。あるいは工業化のプランチは、ヒントンとか何とかいうのが中心になつておるので、民間実業家と連係してやつておる。それからもう一つのプランチの燃料の關係のものがあつて、それがブルトニウムの生産までやつておる。そういうふうにプランチが幾つかあります。しかしイギリスは、オーストラリアその他との關係、あるいはコンゴとの關係があつて、燃料は外国から自由に大量に入つてきます。それが入つたやつを化学分離するといふ仕事ですから、現業的な仕事はあまりなくて、むしろ研究とかをそういう性格があるわけですね。従つて、一括してアトミック・エナジー・オーソリティーでやつております。

○湯山勇君 これでは、今中曾根委員が、公社の職員の給与等についておつしやいましたが、イギリスでは燃料だけの公社じゃなくて、原子力公社となつておると思ひますが、それを日本は特に燃料公社とした理由、これを承わりたいと思ひます。

○湯山勇君 それじゃ、最終的には黒字を出してどうかというところがこのねらいですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) そこまで行けば大したものだと思います。それは日本に鉱石がありやなしやという

考えますが、そういう点についてのお考へはいかがでしよう。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 雄大な構想は依然として雄大な構想なのでございまして、原子力研究所は、まんな中に幾つかのタイプの炉を置きまして、そのまわりに金属とか、医学とか、植物とか、化学とか、物理とか、そういう諸研究所を置きまして、それが総合的に動いていくという総合センターを考へておるわけでありまして、ところが、鉱石を処理する精練という事業は、現に煙を吐いて労働者が働くという現象があるわけですね。従つて、そういう研究部門とこの現業部門を一括にするといふことは、どうも好ましくない。このことはカナダがそのタイプをとつておられて、原子力委員会というものが政府にあります。その管轄下に現業機関としては王室公社といふものを作りまして、あれはクラウン・カンパニーといつております。研究の公社と、もう一つはエルドラド・マイニング・アンド・リファイン・カンパニーといふのが鉱石の処理をやつておる。カナダは非常にウラニウムが出て参りましたから、アメリカに売つて黒字を出して、政府に納付金を納められている。日本の場合には納付金を納められるかどうかわかりませんが、これからやれば不可能ではないと思ひますので、そういう現業部門が將來出て参りますから、二つに分けたのでございまして。

○湯山勇君 それじゃ、最終的には黒字を出してどうかというところがこのねらいですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) そこまで行けば大したものだと思います。それは日本に鉱石がありやなしやという

考えますが、そういう点についてのお考へはいかがでしよう。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 雄大な構想は依然として雄大な構想なのでございまして、原子力研究所は、まんな中に幾つかのタイプの炉を置きまして、そのまわりに金属とか、医学とか、植物とか、化学とか、物理とか、そういう諸研究所を置きまして、それが総合的に動いていくという総合センターを考へておるわけでありまして、ところが、鉱石を処理する精練という事業は、現に煙を吐いて労働者が働くという現象があるわけですね。従つて、そういう研究部門とこの現業部門を一括にするといふことは、どうも好ましくない。このことはカナダがそのタイプをとつておられて、原子力委員会というものが政府にあります。その管轄下に現業機関としては王室公社といふものを作りまして、あれはクラウン・カンパニーといつております。研究の公社と、もう一つはエルドラド・マイニング・アンド・リファイン・カンパニーといふのが鉱石の処理をやつておる。カナダは非常にウラニウムが出て参りましたから、アメリカに売つて黒字を出して、政府に納付金を納められている。日本の場合には納付金を納められるかどうかわかりませんが、これからやれば不可能ではないと思ひますので、そういう現業部門が將來出て参りますから、二つに分けたのでございまして。

○湯山勇君 それじゃ、最終的には黒字を出してどうかというところがこのねらいですか。

ことにもかかってくるのであります。しかし、不可能とは私は必ずしも思いません。鉱石を発見する努力をやつたら、あるいは可能になるかもしれせん。

○湯山勇君 ちよつと、私はこのことにつきましては、志村委員の意見を聞きたいと思つてゐます。それは、将来この原子力のエネルギーをとる仕事を公共企業体あるいは公社のような形でやるか、民営でやらすか、そこがこの考へ方の分れ目になると思つてゐますから、それについてはやはり多少御見解の相違あるのじやないかと思つてゐるので、お聞きしておるわけです。

○衆議院議員(中曾根康弘君) その点は、意見の相違は全然ございせん。初めからこれは一致しておるのであります。公社で一貫していくというこ

とです。なぜかという、精練事業というものは、非常に危険性を伴うのであります。先ほど申し上げましたが、六弗化水素などという猛毒性のガスを使つてウラニウムの分離をやる。そのために、一般の民間会社なんかにはやらずべきものじやないのです。ですから、イギリスでもフランスでも、どこでも公社ないしは国立の精練所でやつてゐるわけです。日本におきまして、これを民間の事業にやらせるなどということはとんでもないことであります。技術が普通化して、何でもないのである。安全性が出てくればいいのですけれども、そうならない限りは、公社とかあるいは国家的機関においてこれはやるべきものであつて、特にこの公社には廃棄物の回収までやらせることになつておりました。各研究所や炉から出てく

る原子炉の灰というものの——灰といつてもこんな灰はこのような灰じやありません。いわゆる灰というのはウラニウムの溶けたようなものです。そういうものを回収するというのがまた大きな問題になる。これは国際的に大きな問題になつていきます。太平洋あるいは大西洋のどこに埋めるか、深い所はどこかということになつてきて、そういつたためにも一元的に、危険物が入つてきてからお墓に埋めるまでをずつとトレースして、責任を持つ機関が必要なんです。それをこの公社にやらせよう、こういう意味でありますから、初めから一貫した公社であります。志村さん、全委員の間に意見の不一致というところは全然ありません。

○委員長(三輪貞治君) この点に關して御疑問があれば、志村茂治君はNHKの用務のために許可を得て行かれます。すぐお歸りになりますから、それまでお待ちを願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 私が言つておるのは、今の点はいいのです。それが公社でやるのか民間でやるのか、こういうことじやなくて、今あなたがおつしやいましたように、原料を取るところまでは公社でやる、あとの始末も公社でやる。その初めと終りの間を一体公社でやるという意見はないか、それは民間にやらせるかどうか、そういう点についてはあるいは御意見の相違があるかもしれない。その点を一点質疑してみたいと思ふのです。

○衆議院議員(中曾根康弘君) その点について、意見の相違はありませせん。その間ということになると、精練の研究及び作業ということになりまふ。その間はどうかというところ、ケミカル・セパレーションというものの研究的な機関が必要なんです。これは鉱石が入つてきて、それを精練して廃棄物まで処理するという一つの過程でありますから、これだけ取り出してほかの会社にやらせるというわけにはいきません。ただ、その過程の研究を大阪金箔とか三菱製煉所とか、そういうものに委託研究をやらせることはあります。それはこの公社で可能にして分かれは使えるようにしてあります。しかしそれはあくまで委託研究であつて、業務としてそれをやらせるというところは、精練については国家あるいは国家的機関にやるべきだという点に一致しております。

○湯山勇君 それでは、この過程の間に、公社で作つた原料をたとへば民間の電力会社なら電力会社に売る、そうしてその売つたあとの灰の始末は公社でやる、そういう形態は出てこないのですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) それはもちろんです。この公社が生産した核燃料を、一定の規制のもとに、日本の原子力平和利用が進んだ場合に、日本の各電力会社とか会社に配給して使わせるというところは、もちろんあります。

○湯山勇君 その場合のことを言つておるわけですが、初めは公社でやつて、しり始末も公社でやる、あと原子炉でエネルギーを取り出す段階だけが民間へ移るといふ形態が出てきますから、その場合に果して、それも民間にやらせるのがいいか、公社で一貫してやるのがいいか、それについては私はいろいろ問題があると思ふのです。それを

お二人で御意見が違ふだらうと思ひますから、私の予想ではですね、これは志村委員が見えてからその点は聞くことにします。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 湯山さんの御質問は、了解いたしました。つまりあれですか、燃料を買つて電力をやる場合に、その電力会社の形態を、会社形態がいいか公社形態がいいか、つまり資本主義の形態か社会主義の形態がいいか……。

○湯山勇君 原子力に關する……。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 原子動力の生産販売の關係につきましては、志村さんの方のお考えは社会主義的方法がいいと仰せられてゐるだらうと思ふのです。われわれはそれのときになつてみないとわからぬのです。普通化してくれば、これは普通のマーケットと同じになつて、民間会社にやらせることもいいだらう。しかし危険性やその他の点もよく見まして、かりに民間にやらせる場合に相当国家が規制をして行わせないかやならない。まあわれわれの個人的な考えでは、むしろそれは公社の性格を持つたものになるのではないかと予想もいたします。しかし、そろきめたわけではございませ

ん。

を超越してめいめいの学者が総合して研究していくのであつて、日本に特に學問上の自主的というふうなものはない得ないと私は考えます。ところで、かりにそういう自主的という方針にとるとしてしましても、外国の技術もしくはそのブランドを、原子力に關してこれは一般的に、それが兵器であらうとしても、あるいは平和産業にしても、そういうものの輸入をすることをこの基本法は制限もしくは阻止し、あらゆることを目的としておるのですか、どうですか。

○衆議院議員(中曾根康弘君) この基本法におきましては、原子力のわが國における平和利用を明確にうたつておるのであります。軍事的利用については嚴禁いたしております。それから例で先ほど申し上げましたが、日本の學者が外国へ行くのに外国の奨學資金をもらつてやるとか、あるいはそのほかいろいろ日本の國內研究というものが外国の圧力や影響を受けないうで、みずからの立場ですべてを行ふようにする。その主体性を確立した上で外國といろいろ提携し、緊密に連絡していくというところはもちろんです。ございませ

すが、ともかく日本が國產原子炉を作り出す、自分の材料で、自分の技術で國產原子炉を作り出す、そして日本國民の生活水準の向上に努め、ひいては世界の文明推進に努める、そういう趣旨でありまして、國產原子炉を作り出すとか、日本の技術を使うとか、外國から輸入するものはなるべく少くするとか、そういう意圖をこころはもつてゐるわけでありませう。で、外國との提携、協力を否定するのではないこと

十萬キロワット、第六がフロリダ電力
一萬キロワット、こういうわけで、早

間会社がすでに、五八年ごろを目ざして、商業用電力に入つておる状況であります。

それで、そのほかやっておりますのは、アイソトープの利用であります。アメリカでは、そのほかにも、核融合の原子炉を作つておりました。三千キロから一万キロくらいのもので、核融合が主になり作られております。これがいろいろな方面に出てきました。たとえば機関車の方面に適用しようというので、アメリカでは、アメリカン・ロコモティブという会社が引き受けて、今試作しております。二百十万ドルで落札しております。それからノーチラスができたというところは、御承知の通りです。これは非常に経過がいいというので、来年度あたり六隻建てるという計画だそうであります。もう三隻目ができ上りました。

そのほか、原子商船につきましては、ことしの春アイゼンハワーが原子商船を作つて世界を回すというのを提議しました。これは商船委員会を通つたのですけれども、ほかの合同委員会なんかでまだ早いというので、ペンディングになつております。これはできることは事実なんです。ただ値段の問題で、アメリカが世界に回す以上は、普通の船と同じコストで世界に回した方がよい。それでなくて、何でも高いものを世界に回すというのは、金メッキして船を回すようなものだ、こういうことでペンディングになつたのであります。

こういうふうにしてあらゆる方面の動力に使われております。そのほかアイソトープの利用がガンの研究とか、私が驚いたのは、ブルックヘブンの研究所に行きますと、頭の脳の中に腫瘍ができます。これは日本だとい

うと、東大の清水外科が脳を切開して摘出して、なおしているわけなんです。それがブルックヘブンの研究所に行きますと、手の中に酸素一〇という酸素を注射するのです。これが回つていつて頭の中に入る。それを患者をつれてきて、炉の上に寝かせる。ふたを取つて、中性子を飛び出させる。これは頭の脳の中でその酸素に中性子がぶつかつて、分裂を起して、短い放射能を出す。それがおできを全部食つちやうのです。そして手術せずに、なおしているのです。これはブルックヘブンの研究所に行つたら、やつておりました。十人のうち八人ぐらい、なおつてゐるという話です。こういうような方面にも使われ出す。

あるいは農業におきましては、新しい種の突然変異を人工的にやらせるというのをやつております。たとえば原子炉の中にトウモロコシの種やバレイシの種を置く。そして中性子を飛び出させるという、中性子がぶつかりますから、染色体に変化が起る。それによつて新しい種になるわけなんです。そういうわけで、新しい品種をどんどん作つてゐる。

あるいはさらに工業方面におきましては、プラスチックを接合するときに中性子を与えるという、鉄より固いものになつたそうです。こういうわけで材質の変化が起つてくる。こうなるという、プラスチックの小刀が出てくるかもしれない。

こういうような、あらゆる方面に科学の革命が起つてゐるわけでありまして、われわれが考へてゐるのは動力だけじゃありません。炉を中心にした諸科学の発展ということを考へなければならぬ、そういう意味で総合的な考へをいだいてゐるわけなのであります。

こういうことを行つたために外国はどれくらい金を出してゐるかと言いますと、フランスは今までに年間百億使つておりました。しかし、ことしから四カ年計画で、さらに百億ずつ追加することになつて、二百億使つてゐる。うち二十五億ぐらいは探鉱費に使つた。その結果、今までなかったというフランスに、大々的にウラニウムが出てきた。イギリスは大体年間五百億円で、ことしは五百六億円で、年間からアメリカが八千億円で、年間。

それで、各国はこれをどうして推進してゐるかというと、實際問題として科学の推進をやつてゐるのは軍部であります。陸軍、空軍、海軍です。これが兵器の改善のために補助金をやり、委託研究をやる。これがどの国でも大きな力をなしてゐる。日本も戦前はそうだったと思う。そのほか、イギリスは一九一七年から科学技術省という独立の省を作りまして、両方がタイアップしてゐるわけなんです。そういう機構があつて初めてイギリスはコメットをや、水爆をや、レーダーを作ることができた。そういう蓄積がやはりものをいふのだと思ひます。アメリカにおきましては、そういう軍のほかに、合同委員会が国会にありまして、これが上下両院を通じて政治力をなして、ラッセル車の役目をなして進めてゐる。そのほか、大統領を中心に直屬の原子力委員会がありまして、これが非常に強力に働いてゐるわけなんです。そういうわけで、それに対応するだけの政治力や政治組織というものがあつたわけなんです。

で、日本の場合どうするかというところが問題なんです。日本の科学を發展させたのは、幸か不幸か、軍であつたのです。陸軍、海軍等がいろいろなものを試作したりして、ボールベアリングができ、液体酸素ができてきた。これが戦争で何もなくなくなつた。国会に何があるかといふと、何もありません。政府の機構に何があるかといふと、科学技術行政協議会があるだけです。こういうようなヴァキニウムをどうするか。一方を見れば、中共は御存じのように、酸素モーターを作り出したり、ソ連式の工作機械を自給するようになった。ああいう工業力のス

ピードはもつとついてきます。ああいう全体主義的政治権力でこのまま押されてきたら、二十年ぐらいで追いつかれちゃう。これをどうするかというのが目下の大きな問題であると思ふ。そういう意味から、ここに原子力の委員会を厳然と作り、次の議会において科学技術省を作り、でき得べくんば国会にもそれを推進するような、アメリカの合同委員会的方式を作つて、これが中心になつてやう。日本では防衛庁は、こういうことは日本の場合いけな

い。どこに政治力を求めるかといへば、これは国権の最高機関である国会に求めるべきである。そういう考えで、国会に新たな機構を考へなければならぬと思つておる次第でございます。

○古池信三君 大休各国の概要、また提案者の構想もわかりましたが、ことしの八月にジュネーブで行われた原子力平和利用に関する国際会議、あれにも提案者は出席せられたと承知しておりますが、この平和利用の国際会議に

おいていろいろな原子炉があつたと思ひますが、今回日本において原子力基本法を作るに當つて大いに参考になるという点があつたら、この機会に述べてもらいたい。

○衆議院議員(中曾根康弘君) 国際会議で一番顯著なことは、私は一つはバー博士が開会の辞で申しました。いわゆる核融合反応、いわゆる水素爆彈の原理であります。核融合反応は二十年以内に平和利用に転換される、実用化されるであらうという予言は、これは各国の學者が否定しない。アメリカではストローム委員長が、それもまた肯定しております。アメリカは一九五一年以来その研究をすすめて進め

てゐる。だから、ある程度進んでゐるらしいのです。問題は、あの問題は私はしろ

うとだから知りませんが、一億万度ぐらいの熱が出て、そして融合を起す。この熱が今作れない。原子爆彈で初めてできる。そしてその金属は融けちゃう。融けないで、何かの方法でうまく熱を作る方法はないかというのが、問題点だなんです。最近日本の學者に聞くと、サイクロトロンというやつは、もうすごいスピードで出るわけですから、そのスピードで真空の中でああいうことを起すと、熱に転化するものになるそうです。そういうようなサイクロトロンの原理を真空中で起して、高速度のものを出すということによつて、あるいは行えるかもしれないという見通しを言つておりました。これは非常に顯著なこと、先ほど湯山さんが御質問になつた点と符合するものであります。

それから第二の点は、各国はみな非常に個性を持ったやり方でやつておる

ということですが。フランスの努力は探鉱の努力でありました。それからフランスらしい平和利用に一貫したやり方をやっております。それからイギリスはもう電力一本槍です。それで非常な経済的な能率性をもって、組織的、計画的にこれを着実に推進している。いかにもイギリスらしいやり方だといえるは思いました。その点では、イギリスは非常に進んでいる。しかもイギリス人がやっておりますのは、天然ウラニウムを使いまして、それを主としてグラフアイトを使って、ガス・クリングというわけで、炭酸ガスを回してヒーターをやるといふやり方で、発電機を回すやり方、これは独特のやり方でありました。それからヨーロッパの国全体は大体そういう天然ウラン、石墨型の型をとっているようでありました。スカンジナビア半島のスエーデンあたりは、鉄鉱の採掘の開発に非常に力を入れておる。ノールウェーへ行きますと、商船の研究を非常にやっております。アメリカへ行くと、動力もやっておりますが、今申し上げたように、機関車から船舶から、あるいは小型の機帯炉に至るまで、全面的にけんらんたる研究を示しております。そういうわけで、個性をもつてやっておりますことです。従つて、日本も外国の水準に一挙に追いつくことはできないから、どうかの一角で世界的水準を獲得するという個性のあるやり方をやらなければならぬということをお願いいたします。

また。一番われわれが感じましたことは、各国がその国情に応じて個性をもつたやり方でやるということでありました。

○古池信三君 最後にもう一つお尋ねしたいのですが、原子力基本法を実施するに当りまして、提案者としていろいろな構想を持っておられるわけでありますが、これを来年度から実行する上において、予算についてはどんな構想をお持ちになっておるか。これもこれからいよいよ国会に出ました場合には、予算委員会でも詳細に審議するわけですから、一応の御意見あるいは御構想を、志村議員からお答えを願いたいと思ひます。

○衆議院議員(志村茂治君) この原子力開発は長期にわたつて計画を立て、それを実行していかなければならぬ性格のものでありますから、予算も、従つて、継続費でやるべきであるといふふうに当初は考えておつたのであります。しかしながら、一方におきまして公社がこれを実施するという場合におきましては、あれは十四条の二だと思ひますが、継続費の条項が財政法にありますが、あれによりまして、国が工事を行う、あるいは事業を行う場合であつて、公社がやつた場合は人格的に違ひから、これはまずいといふことで質問いたしましたところ、大蔵大臣は、どういふお考えかしりませんが、繰越し明許をやつたらどうかといふような意見もございました。いずれの形にいたしましたとしても、われわれとしては継続費の形でやつていきたいといふ希望は依然として捨てておりません。できるなら、そういう形にやつて

いきたいといふふうに考えておるのであります。それからこの研究所における予算は、人件費もまづ、一括研究所あるいは核燃料公社の出資金によつてまかなつていきたいといふふうに考えております。他にもそのような公社がございまして、そういうような形でやつていきたいといふふうに考えております。

○衆議院議員(志村茂治君) 私たちの構想だけは、原子力研究所に出資金として、三十一年度だけでございまして、二十二億四千三百万円、原子燃料公社出資金といたしまして十四億八千万円、それから科学研究費交付金、これ

は交付金として文部省が一括計上いたしますが、その中で特に原子力と認められる部分だけをとりまして、それが三億円、それから試験研究調査委託費、これは民間の工場に對してたとえ比重水であるとか、グラフアイトであるとか、ステンレス等、いろいろな資材そのほかにつぎまして公社が研究を委託する場合がございまして、その経費として十六億六千七百万円、国立研究所、今工業技術院に属してあります国立研究所の試験研究費といたしまして八億七千三百万円、それから今厚生省と文部省と両方で、一方では放射線医学の基礎研究をやるし、他方においては医療の實際を厚生省はやらうといつたしてありますが、私たちがこゝろ、ものを一本にした方がいゝだらうという構想から、国立放射線医学総合研究所といふものを考えまして、この初年度の三十一年度の経費といたしまして四億四千三百万円、それから次に、これは大学関係でございまして、重水の精製設備費でございまして、京都大学に、これにきつめて優秀な技術を持つておる、今もこれに對して七百七十万円、それから東北大学ではやはり金属学に優秀な技術を持つておりますが、これに金属材料研究設備費といたしまして三千万円、端数は省略させていただきます。それから国立諸学校における特殊研究費といたしまして、各大学におけるアイソトープ研究施設の経費とか、あるいは放射性物質等取締法に即応するアイソトープの使用障害に對する保護設備の整備費であるとか、あるいは放射能障害の診断、治療の方法を研究確立するための経費であるとか、こゝろ

うようなものを合せまして約八千万円。それからこれからは官立学校だけではいけないのであつて、総力を結集しまして原子力研究に對しての何らかの補助の形をとつてやらしていただくことと考へましたのが、一億円でございまして。

次に農林省がすでに予算として要求いたしておりますものが、諸試験研究機関における施設整備費といたしまして、一億二千五百万円でございます。内容といたしましては、農業技術研究所、地域農業試験場、家畜衛生試験場、畜産局農事検査、蚕糸試験場、食糧研究所、林業試験場、水産研究所等がございまして、これらはわれわれ吟味いたしまして、入り用なものと考えまして、その経費として一億二千五百万円を計上いたしております。

それから各省における原子力関係の図書購入費といたしまして、一億二千万円。それから委員手当てでございますが、これは原子力委員会の委員でございまして、學術會議とか、あるいは運輸省船舶局等で計上しておるものがございますが、これが百二十七万円で

それから今度は、私たちが特に留意いたしましたのは、できるだけ多くの人々を海外に送つて、少しでも多くの日本の原子力科学者をふやしていこうといふ考え方でございまして、日本には御承知のように、理論物理学に對しては相當の数もございまして、質もかなり高いところにあるようでございますが、原子力に關してはゼロの状態でありまして、今アルゴンヌであるとかブルック

ヘブン、これらのところに研究に行つ

第九部 商工委員会會議録第五号

昭和三十年十二月十五日 【參議院】

一七

ておる人が最初の日本における原子力科学者になるであらうと思ひますが、このような状態で、一刻も早く、日本が原子力開発について独立をしようといふことはおぼつかないものでありますから、私たちが向うへ参りましたときにも、各研究所はもちろん、大学にも参りまして、留学生を取容してもらいたいといふことを申し入れましたところが、各研究所や大学がわれわれに賛成いたしてくれまして、そういうふうなこともありますので、言いかえれば、むしろ日本にそれらの留学生を求めることができるかどうか、それがむしろ先決問題の状態になつておりますが、それだけの許す範囲内におきまして、私たちは全体として百名程度の人を海外に派遣しなければならぬといふことを考へております。各省別に言いますと、文部省が二十人、これは平均一カ年になつております。農林省が二十人、六カ月。外務省が十三人。これは今科学アタッシュが行つておりますが、これをもう少しふやさなければならぬといふ考へ方でございます。これが一年。それから運輸省が四人、六カ月、厚生省が七人、六カ月、工業技術院十三人、六カ月、原子力委員会二十人、六カ月、私立学校分として十人、一年、海外の原子力学者の招聘が五人、これによつて国内におけるこの訓練をさせようといふふうに考へてゐるのでございます。以上合計いたしました、総額といたしましては七十五億六千七百万円ということになつております。

原子力の技術と一般科学の技術とが独立して存在できると思へないのであります。原子力技術が、近き科学技術が設置されるということも聞いておりますが、従来のごとく、小さく各省に技術が分割割拠してゐる体制では、せっかく進もうとする原子力の研究もブレーキがかかるのではないかといふようにわれわれ非常に心配してゐるので、この際各省に分割割拠してゐるこの技術を何とか統合して、むだのない大きいスケールの格好で進まなければ、原子力だけのものが独立してゐるわけにいかぬといふ点から考へますと、非常に重要なことだろ、こゝろ考へておるのでございますが、提案者の方々におきましては、この点につきましてはどういうふうな御觀察を持つておられるか、今後の研究のために承つておきたいと思ひます。

○委員長(三輪貞治君) 御意見、まことに私たちが日ごろ考へておることをおつしやつて下さつたようで、ありがたと思つております。私たちがこの原子力法体系の中には科学技術本部、これは大體省の大きさと考へております。この程度の科学技術の行政機関は必要であるといふふうに考へておられます。これは政府が提案するところか、まあ政府が提案するのが適當だろうと思つておりますが、一応われわれ案を作り、政府とよく相談し合つて、近い将来にこれは提案の運びになつてくれればよいといふことを私は考へ、また極力そのような努力をいたしてやる次第でございます。

○委員長(三輪貞治君) 本會議の都合

もございまして、暫時休憩をいたしたいと思ひますが、この際お諮りいたします。先ほど決定いたしました参事院に、委員長は、経団連会長石川一郎君、学術會議議長茅誠司君、教育大學教授藤岡由夫君の三氏を御承認願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議なしと(呼ぶ者あり)

○委員長(三輪貞治君) なお、茅誠司君、藤岡由夫君は、連絡の結果、出席を承諾されました。なお、石川一郎氏については、目下連絡中であります。また、労働界の代表は棄権をせられまして、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(三輪貞治君) 連合審査会に關する件についてお諮りをいたします。本院規則第三十六條に基づき、砂利採取法案について、建設委員会と連合審査会を開会することに御異議ございせんか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議なしと(呼ぶ者あり)

○委員長(三輪貞治君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

十二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子力基本法案(衆)(予備審査のための付託は同日)

原子力基本法案
第一章 総則

第一条 この法律は、原子力の研究、

開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と産業の振興とを圖り、もつて人類社会の福祉と國民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行ふものとし、その成果を公開し、進んで國際協力に資するものとする。

(定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従ふものとする。

一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。

二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三 「核原料物質」とは、ウラン、錒、トリウム錒その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空氣を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

第二章 原子力委員会

(設置)

第四条 原子力の研究、開発及び利用に關する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を圖るため、總理府に原子力委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に關する事項について企画し、審議し、及び決定する。

(組織、運営及び権限)

第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

第三章 原子力の開発機関

(原子力研究所及び原子燃料公社)

第七条 政府の監督の下に、原子力の開発に關する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行はしめるため原子力研究所を、核原料物質及び核燃料物質の探査、採掘、精錬、管理等を行はしめるため原子燃料公社を置く。

2 原子力研究所及び原子燃料公社に關する規定は、別に法律で定める。

第四章 原子力に關する鉱物の開発取得

(鉱業法の特例)

第八条 核原料物質に關する鉱業権又は租鉱權に關しては、別に法律をもつて、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の特例を定めるものとする。

(買取命令及び譲渡命令)

第九条 政府は、別に法律で定めるところにより、その指定する者に

対し、核原料物質を買い取るべきことを命じ、又は核原料物質の生産者又は所有者若しくは管理者に對し、政府の指定する者に核原料物質を譲渡すべきことを命ずることが出来る。

(核原料物質の管理)

第十条 核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精鍊は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行わしめるものとする。

(奨励金等)

第十一条 政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範圍内において奨励金又は賞金を交付することができる。

第五章 核燃料物質の管理

(核燃料物質に関する規制)

第十二条 核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

(核燃料物質の譲渡命令)

第十三条 政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に對し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることが出来る。

第六章 原子炉の管理

(原子炉の建設等の規制)

第十四条 原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又

は移動しようとする者も、同様とする。

第十五条 原子炉を譲渡し、又は譲り受けようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

第十六条 前二条に規定する規制に従つて原子炉を建設し、改造し、移動し、又は譲り受けた者は、別に法律で定めるところにより、操作開始前に運転計画を定めて、政府の認可を受けなければならない。

第七章 特許発明等に対する措置

(特許法による措置)

第十七条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明につき、公益上必要があると認めるときは、特許法（大正十年法律第九十六号）第十五条及び第四十条の規定により措置するものとする。

(譲渡制限)

第十八条 原子力に関する特許発明、技術等の国外流出に係る契約の締結は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

(奨励金等)

第十九条 政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に關し、予算の範圍内において奨励金又は賞金を交付することが出来る。

第八章 放射線による障害の防止

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 放射線による障害を防止

し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に關しては、別に法律で定める。

第九章 補償

(補償)

第二十一条 政府又は政府の指定する者は、この法律及びこの法律を施行する法律に基づき、核原料物質の開発のためその権限を行う場合において、土地に關する權利、鉱業權又は租賦權その他の權利に關し、權利者及び關係人に損失を与えた場合においては、それぞれ法律で定めるところにより、正当な補償を行わなければならない。

附則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

昭和三十年十二月二十二日印刷

昭和三十年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局